

足立区省エネルギー対策工場設備更新補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギーを大量に消費する工場を有する中小企業者に対し、脱炭素化促進のために、省エネ機器への更新により消費電力等の減少及び温室効果ガスの排出量削減を行うための経費の一部を補助することにより、区内の低炭素社会への転換の一助とすることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認可工場 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という。）第81条に基づき受けた工場の設置の認可に係る工場をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (3) 省エネ診断 東京都若しくは経済産業省による委託事業又は経済産業省による補助金を受けて行う省エネルギー化推進のための診断等をいう。
- (4) 生産機器 認可工場に設置され、製造物を作るために電力又は燃料を用いて使用される機器をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 この要綱に基づく補助金（以下「本補助金」という。）の交付対象者は、次の要件の全てを備えていなければならない。ただし、区長が特に認めたものは、この限りではない。

- (1) 中小企業者であること。
- (2) 対象の認可工場の事業が、日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）における製造業であること。
- (3) 次に掲げる要件を全て満たす生産機器に更新する者であること。
 - ア 省エネ診断に当該生産機器に関する記載があり、その生産機器の更新による二酸化炭素の削減効果が10%以上見込めること。
 - イ 更新前の生産機器と同種の生産機器に更新すること。
 - ウ 5年以上継続して足立区内で使用する見込みがある生産機器であること。
 - エ 過去にこの要綱に基づき受けた交付決定に係る生産機器でないこと。
- (4) 区内で3年以上同一の事業を営む個人又は法人であること。
- (5) 対象の認可工場が第8条に規定する認定申請の日において、環境確保条例に基づく工場の設置の初回認可日から1年以上経過していること。
- (6) 当該中小企業者が個人事業主の場合、本補助金の申請を行う直近において住民税及び個人事業税の滞納がないこと。
- (7) 当該中小企業者が法人の場合、直近の法人住民税（当該法人の法人住民税が非課税である等の事情がある場合にあつては、法人税）及び個人事業税の滞納がないこ

- と。
- (8) 本補助金の交付を受けようとする経費について、国、地方公共団体又はこれらに準じる公的機関から類似する補助金の交付を受けていないこと又は受ける見込みがないこと。
 - (9) 当該年度において、本補助金の申請を行っていないこと。
 - (10) 当該中小企業者の発行済株式総数又は出資総額について、その2分の1以上が単独の大企業（中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。）により保有し、又は出資されていないこと。
 - (11) 当該中小企業者の発行済株式総数又は出資総額について、その3分の2以上が複数の大企業により保有し、又は出資されていないこと。
 - (12) 当該中小企業者の役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務していないこと。
 - (13) 大企業が実質的に当該中小企業者の経営に参画していないこと。
 - (14) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体又は当該団体の関連団体でないこと。
 - (15) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法若しくは日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれらの団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体若しくは個人でないこと。

（暴力団の排除）

第4条 前条に定めるもののほか、足立区暴力団排除条例（平成24年足立区条例第37号）第7条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としな

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

2 区長は、必要に応じ、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）又は交付決定事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを警視庁に対して確認を行うことができる。

（事前相談）

第5条 本補助金の交付を受けようとする者は、第8条に規定する認定申請を行う前にあらかじめ足立区環境部生活環境保全課に相談しなければならない。

（補助対象経費）

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、生産機器の機器本体の購入費（消費税を除く。以下同じ。）とし、手形、小切手、クレジットカード又は法定通貨以外のクーポン、ポイント等で支払った購入費については、補助対象経費から除外する。

2 前項の規定にかかわらず、生産機器の機器本体の購入費が200万円に満たない場合は、

補助対象経費としない。

(補助割合及び金額)

第7条 本補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）とし、補助上限額を500万円とする。

(補助金の認定申請)

第8条 申請者は、省エネルギー対策工場設備更新補助金申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が個人事業者の場合は、住民票、直近の個人事業税納税証明書又は非課税証明書及び住民税納税証明書又は非課税証明書
- (2) 申請者が法人の場合は、履歴事項全部証明書及び直近の法人住民税・法人事業税納税証明書又は非課税証明書
- (3) 省エネ診断書
- (4) 購入予定又は省エネ診断書に明記された生産機器の見積書
- (5) 区内で3年以上同一の事業を営んでいることが分かる書類
- (6) その他区長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の受付は、当該申請を行う年度の4月1日（当該日が日曜日、土曜日又は祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日をいう。）（以下これらを「休日等」という。）に当たる場合にあっては、当該日の直後の休日等でない日）から当該年度の11月末日（当該日が休日等に当たる場合にあっては、当該日の直前の休日等でない日）までの期間に行うものとする。

3 前項の規定により受け付けた申請の審査は、申請書の提出順に行うものとする。

(補助金の認定及び申請却下)

第9条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、第3条第1項各号に規定する要件を全て備えていると認めたとき又は同項ただし書の規定により区長が特に認めたときは、本補助金の交付対象事業として認定し、予算の範囲内で交付限度額を定め、省エネルギー対策工場設備更新補助金認定通知書（様式第2号）を申請者に交付する。

2 区長は、前項の規定による認定に条件を付すことができる。

3 区長は、第1項に規定する審査において補助交付が不相当であると認めたとき又は予算の範囲を超えるときは、当該申請の不認定を決定し、省エネルギー対策工場設備更新補助金不認定通知書（様式第3号）によりその結果を通知するものとする。

4 第1項の規定による認定を受けた事業者（以下「事業対象者」という。）は、原則として、生産機器の更新に伴い、環境確保条例第82条の規定に基づく工場の変更の認可を受けなければならない。ただし、同条例82条第1項ただし書に該当する場合は、この限りでない。

(申請の取下げ)

第10条 事業対象者が本補助金の申請を取り下げようとするときは、省エネルギー対策工場設備更新補助金取下申請書（様式第4号）をあらかじめ区長に提出しなければならない。

(申請内容の変更等)

第11条 事業対象者は、認定に係る生産機器の型番等の軽微な変更をしようとするときは、省エネルギー対策工場設備更新補助金事業計画変更申請書(様式第5号)をあらかじめ区長に提出し、その承認を受けなければならない。なお、この変更により決定した交付限度額が減少することがあるが、増額することはない。

2 区長は、事業対象者が前項の申請書を提出するに当たり、必要な書類の提出を指示することができる。

3 区長は、第1項の申請書の提出を受けたときは、その内容を再審査の上、変更を承認する場合は省エネルギー対策工場設備更新補助金事業計画変更承認通知書(様式第6号)により、承認しない場合は省エネルギー対策工場設備更新補助金事業計画変更不承認通知書(様式第7号)により、事業対象者に通知する。

4 区長は、前項の規定による承認に際し、条件を付すことができる。

(補助金の交付申請)

第12条 事業対象者は、省エネルギー対策工場設備更新補助金交付申請書(様式第8号)に補助対象経費の支払に係る根拠書類(通帳又は振込明細、領収書等をいう。)を添付して区長に提出しなければならない。

2 前項に規定する経費の支払方法は、金融機関等に記録が残る支払方法とする。

(補助金の額の決定)

第13条 区長は、前条の申請書の提出を受けた場合は、内容を審査し、及び当該申請書に係る生産機器の設置状況等について検査を行い、補助金交付限度額の範囲内で交付額を決定する。この場合において、当該申請における補助対象経費の支払に疑義がある場合は、当該疑義があった経費を対象経費から除外することができる。

2 区長は、本補助金の交付を決定したときは、省エネルギー対策工場設備更新補助金交付決定通知書(様式第9号)により、事業対象者に通知する。

3 区長は、第1項に規定する審査に当たり必要と認める場合は、追加の書類の提出を求めることができる。

(補助金の請求及び支払)

第14条 前条の通知を受けた事業対象者が本補助金を請求しようとするときは、区長の指定する日までに、省エネルギー対策工場設備更新補助金交付請求書兼口座振込依頼書(様式第10号)を区長に提出しなければならない。

2 前項の規定による本補助金の請求は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める認定等を受けた後でなければ、することができない。

(1) 生産機器の更新に伴い、環境確保条例第82条の規定に基づく工場の変更の認可を受けた場合 同条例第84条第2項の規定による知事の認定

(2) 当該生産機器の更新が、環境確保条例第82条第1項ただし書に規定する軽微な変更であって規則で定めるものに該当していた場合 当該生産機器の導入後の工場が、環境確保条例に定める規制基準を満たしていることの確認

3 区長は、第1項の規定により請求を受けたときは、請求内容を確認の上、本補助金を支

払うものとする。

(処分の制限)

第15条 本補助金の交付を受けた者は、本補助金の交付対象となった生産機器をその補助金が交付された日から、当該日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日までの間以内に処分（本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、売却し、交換し、使用の本拠を区外へ変更し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。）をしようとするときは、あらかじめ省エネルギー対策工場設備更新補助金財産処分承認申請書（様式第11号）を区長に提出し、承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、やむを得ない事由による場合など正当な理由があると認めるときのみ、財産の処分の承認を決定するとともに、当該申請者に対し省エネルギー対策工場設備更新補助金に係る財産処分承認通知書（様式第12号）により通知する。

3 区長は、第1項の規定による申請について正当な理由がないと認めたときは、省エネルギー対策工場設備更新補助金に係る財産処分不承認通知書（様式第13号）により当該申請者に通知する。

(区内での移転)

第16条 本補助金の交付を受けた者は、本補助金の交付対象となった生産機器をその補助金が交付された日から、当該日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日までの間以内に、足立区内の他の認可工場への使用の本拠の変更（以下「移転」という。）をしようとするときは、あらかじめ省エネルギー対策工場設備更新補助金移転承認申請書（様式第14号）を区長に提出し、承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、正当な理由があると認めたときは、移転の承認を決定するとともに、省エネルギー対策工場設備更新補助金に係る移転承認通知書（様式第15号）により、正当な理由がないと認めたときは、省エネルギー対策工場設備更新補助金に係る移転不承認通知書（様式第16号）により、当該申請をした者に通知する。

3 前項の承認を受け、移転をしようとする者は、移転先の認可工場（第3条第5号の認可工場に限る。）について、原則として、環境確保条例第82条に基づく工場の変更の認可を受け、及び同条例第84条の規定に基づく完成届を提出し、認定を受けなければならない。

(決定の取消し)

第17条 区長は、第13条第2項の規定による交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正の手段により、交付決定を受けたとき。

(2) 第15条第2項の処分の承認を受けずに、生産機器を処分したとき。

(3) 当該交付決定を受けた者から第10条の規定による省エネルギー対策工場設備更新補助金取下申請書の提出があったとき。

(4) その他、この要綱の規定に違反したと区長が認めるとき。

2 区長は、前項の規定による取消しを行った場合は、速やかに省エネルギー対策工場設備

更新補助金交付決定取消通知書（様式第17号）により当該交付決定を受けた者に対し通知する。

（補助金の返還）

第18条 区長は、前条の規定により本補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に本補助金が交付されているときは、省エネルギー対策工場設備更新補助金返還通知書（様式第18号）により、期限を定めて返還させることができる。

（補助金の経理等）

第19条 本補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした挙証資料を整理し、かつ、これらの書類を本補助金の交付日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

（検査）

第20条 本補助金の交付を受けた者は、区長が補助事業に係る経理及び生産機器の設置等の状況について検査又は報告を求めた場合には、これに応じなければならない。

（公表）

第21条 区長は、本補助金の交付を受けた者の名称、住所又は所在地及び対象生産機器を公表することができる。

（委任）

第22条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付等に関し必要な事項は、足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）による。

付 則（5足環活発第1977号 令和6年3月28日 区長決定）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。